

更新意見

2005年4月20日

被告人羽廣 憲

1 やむにやまれぬ思いで行った本部派へのピラマキ・説得活動

(1) 私たち闘う闘争団への統制処分は許せない

私が、5.27臨大の開催を知ったのは、中央執行委員会で開催決定をした翌日の5月16日でした。与党3党は4月26日に国労に対して、「解雇撤回・JR復帰のために鉄建公団訴訟を行っている闘争団に対し除名処分をする臨大を開け。これを呑まなかったら『4党合意』から離脱する」という恫喝をかけていましたから、臨大を開催するということはその要求を丸呑みした大会になることは明らかでした。

私は本部執行部に対する怒りに震えました。3度目の首切りは組合からされるのかと。私は、国労解体を狙った国鉄分割・民営化攻撃に対し、国労からの脱退を拒否したために1987年JRの発足にともなって首を切られ、さらに清算事業団に送られて3年目の1990年に2度目の首切りを受けた闘争団員です。私は国労の旗の下に、この二度にわたる国家的不当労働行為を弾劾し、物資販売活動をしながら16年間、解雇撤回・原職復帰闘争を必死に闘ってきました。

国鉄からの解雇で私も私の家族の人生も一変してしまいました。しかし、この16年間の闘争団としての私の人生を支えたのは、国労はどんな攻撃がかけられても労働者の働く権利も守れなくなってしまうような組合には絶対にならない、どんなに苦しくても仲間を裏切らない、国労組合員としての誇

りをもって生きていくという気概です。

その国労が、200名にもものぼる自殺者を生み出したほどの苦しみの中で組合を守り抜いてきた闘争団を、解雇撤回・JR復帰を求めて鉄建公団訴訟を行っているというただひとつの理由で、自民党に言われるがままに統制処分をするというのです。争議権を組合が否定し、組合の名において処分するという、やってはならないことに手をつけたのです。

私はこの段階では鉄建公団訴訟団に入る準備中でしたから、自分自身が国労から除名されるという直接的問題でした。ハンマーで頭を殴られるような思いでした。これを黙って受け入れることは絶対にできない。「労働組合の原点を思い出してくれよ」これが私の叫びでした。この声は、甲142号証の杉並ビデオにも入っています。

この怒りは私たち闘争団だけではありませんでした。私はちょうどこの時、5月13日から上京して夏季物品販売のオルグのために東京・関東圏の労働組合回りをしていました。5月27日の臨大開催決定の知らせを受けた5月16日の組合回りでは、この16年間わがことのように支援してくれてきた労組の人たちはすでに臨大のことを知っていて、口々に「今度の臨大はどうなるのか」「国労がこれで解雇撤回・JR復帰の闘いをやめてしまえば、国鉄方式の首切りは大手を振ってやられることになってしまう」「がんばってくれ」と不安や怒りを吐露するとともに、私を激励してくれました。

私は、労働組合の団結権と労働運動の未来をかけて、そして支援の人々の思いもこめて、5月27日臨大当日、本部派の宿泊しているホテル前でびらまき・説得活動を行ったのです。

(2) 5.27臨大当日のピラまき・説得活動と3列縦隊で突破してきた本部派

私は、ホテル前の歩道で仲間とともに「与党3党声明粉碎！ 奴隷の道を

拒否せよ」という見出しの国労共闘のビラをもち、本部派の人たちがホテルから出てくるのを待ちました。

私はこのビラを読んでくれれば少しは本部派の人の胸に響くだろうと思って、全員にすばやく渡せるようにと、ビラがくっついてしまってとりにくくならないようにビラとビラの間指を入れて配りやすいようにして待っていたのです。

ところが本部派の人たちは、3列縦隊で出てきたかと思うと、先頭の東京地本の人がビラを差し出した富田さんに体当たりして正面突破を図ったのです。私は最初の方の人たちはダメでも、後から出てくる人には何とかビラを配ろうとしばらく同じ位置に立っていたのですが、本部派の人はビラに見向きもせずバスに向かって押し寄せるだけでビラを渡せませんでした。

本部派の人たちは私たちのビラまきや抗議の声を全く無視してほとんどがバスに乗り込んでしまいました。しかし、私達の必死の抗議の前に強行突破できなかった人たちがバスに乗れずに残ったこともあり、少しの間本部派の人たちに対して説得・抗議行動を行うことが出来ました。

私たちは必死に訴えました。私も「自民党のために開く大会ではないか」「悔しくてたまんねえよ。現職6年しかやってないんだぞ」「何年も国労でがんばってきたんだよ」「組合員同士を対決させるようなことをやるな」と訴えました。この言葉も甲142号証の杉並ビデオにしっかり入っています。

しかし、彼らはビラを受け取らなかったばかりではなく、私たちの説得・抗議を全く聞こうとはしませんでした。

2 3党声明は労働組合への支配介入

(1) 3党声明は労働組合への支配介入

5月27日の臨時大会が、私たちの当日のビラで訴えているように「国労が

国労でなくなる日」になってしまうと最大の危機感を持たざるをえなかったのが。4月26日に出された政府与党である自民党、公明党、保守党の「JR不採用問題に関する声明」、いわゆる3党声明でした。

3党声明は、国労に対して二つの矛盾を解決することを要求したもので、具体的には、ひとつは、JRに法的責任がないことを大会で承認したと言いながら、他方では裁判でJRの法的責任を追及しているという「矛盾」であり、もうひとつは、「JRに法的責任なし」を「組合員の総意として認めることが前提でありながら、組織を統一できていない」という「矛盾」。そしてさらに、その矛盾の解決のための目に見える結果を出せと5月30日と期限を切って大会開催を迫ったのです。3党の声明文は、本文の末尾に資料として添付しておきます。

これほどのあからさまな労働組合への支配介入があるでしょうか。国労は、1年前の2001年1月27日に、自民党にせつつかれ、組合員には「解雇問題の一日も早い解決を」を名目にして、自民党の言うとおりに「4党合意」受け入れを大会決定したのです。ところが自民党は今度は、「決定だけでは足りない。総意でなければ認められない」と解雇撤回闘争を闘う者を全部排除しろ、除名しろと要求してきたのです。

この要求を丸呑みして開かれたのが5月27日の臨時全国大会です。

私たちは、国鉄新聞2711号に掲載された3党声明を、私たちを国家権力に売り渡した鈴木勉証人、石井勝幸証人、池田久幸証人、江田雄次証人そして平山芳夫証人にそれぞれつけつけました。弁護人の尋問に対して基本的に「『4党合意』は一日も早い解決のために必要だった」とか「そうは思わない」とか、自分にとって都合が悪い尋問に対しては、「忘れました」とか終始敵意をむき出しに証言していた彼らも、3党声明の露骨な国労への支配介入については認めざるをえませんでした。その一部を紹介すれば、江田証人は「ええ、介入だというふうにも思います」（第30回公判36頁）、池田証人も「3党声明は労働組合への支配介入である」（第26回公判47頁）

と証言しました。

(2) 自民党の言いなりに大会決定を変更した国労本部

経過は、葉山弁護人の第30回公判での江田雄次証人に対する尋問で明らかになっています。葉山弁護人は、第67回続開大会議事録(国鉄新聞2653号)と「4党による国労三役の意見聴取」の書面を示して、1月27日の続開大会で「JR不採用事件の高裁判決に対し、上告して最高裁で公正な判決を求めて闘おう」という追加方針を大会決定したにもかかわらず、国労三役が同年3月15日に甘利自民党ら4党に呼びつけられ、その方針の撤回を求められると次の定期大会であっさり追加方針を撤回してしまった事実をつきつけたのです。

江田証人はその事実自体は認めざるをえませんでした。

このように、彼らすら認めざるをえなかった団結権侵害の3党声明。私は、この公判を通してあらためてここまで国労の自己解体が進んでしまっているのかと愕然とした思いでいます。

私たちに対する首切りが地方労働委員会でも中央労働委員会でも国家的不当労働行為であったと認められ、私たちはすぐにでもJRに採用されて当然でした。ところがJRがその責任を認めず、行政訴訟に持ち込んだために、この16年間、物資販売をしながら解雇撤回闘争を闘い続けるという筆舌に尽くしがたい苦勞を強いられたのです。

その苦勞に耐えられてきたのも不正はかならず正される、という一念からです。そしてその闘いは国労の仲間とともに自分が先頭に立って闘ってかちとるものだとは心に決め、闘い続けてきたのです。だから闘争団が鉄建公団訴訟をやると決めた時には、自分にとって当然の闘いとして受止めたのです。

どうしてこれが自分の人生をかけた国労から除名処分の対象にならなければならないのでしょうか。私は絶対に納得がいきません。この現状を何として

も自分たちの手で変えなければ本当に「国労が国労でなくなってしまう」という思いは、臨大当日、ピラまき・説得活動を行った時と同じ思いで公判のたびに新たにしています。

3 5 . 2 7 臨時大会に対するピラまき・説得活動は正当な組合活動であり、私は無罪です。

執行部には、現場組合員の声を聞く義務があります。しかも5 . 2 7 臨大は直前に決定したために、私たちの所属する闘争団の討議や各職場での討議もないまま開催されようとしていたのです。そうであればなおさら、大会方針決定に際して私たちの訴えを聞く必要があったはずです。

この公判の中で、鈴木勉証人は第1 3回公判において「5 . 2 7 臨大で四党合意に基づいて、1 0 4 7名の解雇撤回を1日も早く解決すると、そういう方向を目指す上で、臨時大会を開いて、その方針を確認しあうという位置づけの大会だったと思う」(2 9 ページ) と証言しましたが、私たち被解雇者は「1日も早い解決」「納得のできる解決」を望んでいるのです。「どんな解決でもいい」とは、ただの1回も言ったことはありません。

鈴木証人自身は「四党合意」を承認するための全国大会を4回も開催した時の中央執行委員ではないですか。組合員への混乱を招いた責任をとって総辞職した中の一人ではないですか。組合員にとって有害なものを持ち込んだ責任から総辞職したのであって、その有害な「四党合意」の最終通告が「三党声明」であり、その「三党声明」によって開催された5 . 2 7 臨大は、政府・自民党から言われるがままの内容の決定であり、私たちにとっては「絶対に許されない組合自治の放棄」以外の何ものでもありません。そんな大会を開催しようとしているのに黙って見過ごすことはありません。

これまでの証人の中でもとりわけ許せないのは平山芳夫証人です。彼はバスの後部乗降口で、私たちの必死の訴えを聞こうともせずに「大会は開く

の」とだけ何度も挑戦的に繰り返したのです。あげくには「大会で否決すればいいだろう」と自分たちが多数であるという「数」にだけ依拠して、闘争団がどんな思いで解雇撤回闘争を闘い続けているのか、この臨大が団結権破壊になることなど歯牙にもかけない態度で言い放ったのです。この様子は甲142号証の杉並ビデオにしっかり映っています。

私たちのビラまき・説得活動は正当な組合活動です。国労組合員として労働組合の団結権が侵害されようとしている時に立ち上がった当然の行動です。それを東京地本の酒田委員長らは、全く逆にこの私たちの正当な組合活動を暴行事件としてでっち上げ、警察に売り渡したのです。

一切の責任は私たちのビラまき・説得活動を無視して3列縦隊で突破してきた本部派にあります。

私は無罪です。起訴状で言う「暴行」の事実は一切ありません。

今回の警察への売り渡しは、本部派方針に反対する組合員への見せしめでもありました。こんなことがまかりとおったら、労働者が団結して資本や権力と闘う労働運動は出来ません。

4 私の闘いの原点—国労組合員であるがゆえに受けた2度の首切り

私の5.27臨大当日宿舎前でのびらまき・説得活動の思いは、一言で言うならば自分が労働者としての人生をかけてきた国労から「3度目の首切り」を受けることは絶対に許せないということでした。

(1) 国労組合員であるため人材活用センター送りになる

私にとって、たった6年間の現職でした。私は国労組合員としての誇りとともに国鉄職員としても職場に誇りを持っていましたから、無遅刻無欠勤で

働いてきました。

私が所属していた門司機械区は、全員が国労組合員でした。ところが突然、1986年10月、私は国鉄分割・民営化攻撃の一環である悪名高い人材活用センターに入れられたのです。異動転勤命令という形式で、門司機械区の人材活用センターに收容されました。全国的にはその年の6月に人材活用センター設置が始まり、次々と分割・民営化に反対する国鉄労働者が收容されていきました。私は最後の方の時期に人材活用センターに收容されたのですが、私の職場から約10名が送り込まれ、全員が国労組合員でした。

政府と国鉄当局が狙ったのは、分割・民営化に反対する国労組合員を人材活用センターに送り込み、国労脱退を強要し、国労を破壊することが目的でした。

そのためにどういうことを行ったのかと言うと、国鉄当局は、人材活用センターの毎朝の点呼の時に、「指差呼称」を大きな声で言わせるということをやりました。「指差呼称」というのは、線路をわたるときに安全確認のために行う「右よし、左よし」というもので、身の安全を守るために行う行為です。朝の点呼で「指差呼称」を言わせるなどというのは職場の常識を全く無視した、誰が考えてもおかしな話なのです。

分会は、国鉄当局のこのような労働者の人間性を全面的に踏みにじる扱いは絶対に許せないと、「指差呼称」の全面拒否を宣言して闘いました。

しかし、国労つぶし攻撃は執拗に行われました。当局は、国労を脱退して点呼に応じた人は、すぐに人活センターから解放して原職に復帰させるという露骨な扱いをしたのです。そして、人活センターに收容している人数が減るとまた新たに国労組合員を收容して同じことを繰り返し、国労組合員の数を減らしていきました。その結果、私がいた人材活用センターでは、80名もいた国労組合員が最後にはわずか8名になってしまいました。こういう形で、当局は国労脱退の圧力をかけ続けたのです。そのために、ほとんどの労働者は精神がぼろぼろになってしまい、自殺寸前の状況を強いられ、実際に

全国で200名にものぼる仲間が自殺に追い込まれました。

(2) 私は仲間を信じ、国労の旗を守り抜いた

私は、このままいったら首になってしまうのかという不安はありましたが、国労つぶしのために行われた人間の尊厳を根底から踏みにじる、まさに人間破壊とも言えるやり方に絶対負けるわけにはいかない、仲間を裏切らない、国労の旗を捨てるわけにはいかないと本部方針の下に歯を食いしばって闘い抜きました。

私は87年2月16日、「あなたには新会社から採用通知が来ておりません」と通告され、何の理由も告げられないまま、3月31日に全国で約7600名とともに解雇されて、そのまま清算事業団送りになったのです。

清算事業団での3年間は、人材活用センターに優るとも劣らない非人間的な扱いを受けました。何よりもきつかったのは、人材活用センターでは卑劣な人間破壊の攻撃を受けながらも以前と同じ仕事をしていましたが（機械区の場合は重要な機械を扱っているということがあって、人員を減らせないといい特殊事情があったのです）、清算事業団では一切仕事をさせず、丸一日狭い一室に閉じこめて過ごさせられたことです。もともと廃止していたバスの事務所を改装して作った建物に押し込まれ、丸3年その状態が続きました。

国労は直ちに、この約7600名の清算事業団送りを、国家による不当労働行為として各県ごとの地方労働委員会に救済申し立てを行いました。私もその1人でしたが、先にも述べましたように地方労働委員会では、すべての申立に対して勝利命令が出たのですが、JRは従わず行政訴訟を行ったのです。

そのため清算事業団の3年間の期限が来て、90年4月1日に、私は2度目の解雇を受けたのです。

私は、人材活用センターと清算事業団送りになったこの4年間の非人間的

な国労脱退攻撃とそれとの必死の闘いを一生忘れません。私のみならず無念のうちに倒れた仲間のためにも、絶対に解雇撤回・JR復帰を勝ち取る、これが私の闘いの原点です。

そして解雇されて以来、私は、同じ被告人である松崎さんとともに国鉄労働組合小倉地区闘争団の一団員として国労方針である物資販売活動を行い、その活動で生計を立てながら解雇撤回の闘いを続けて今日まで来ました。幼い子供3人を抱えての生計は、連れ合いの給料を合わせても大変な毎日でした。

それでも国労の仲間を裏切らなかつた労働者の誇りと多くの支援者の励ましの中で、今日まで闘い続けてきています。

4 無罪の確信こそ、私の獄中生活と長期の裁判を支えるもの

2002年10月7日の突然の逮捕で、私の人生はさらに茨の道にふみこんだのです。逮捕された時、私は自分が何で逮捕されたのか全くわかりませんでした。それくらい身に覚えがなかったのです。

それから1年2ヶ月15日という長期の勾留は、家族に消すことの出来ない大きな傷を負わせました。しかし家族は、私たちの全く当たり前のピラマキ・説得活動に自信と確信を持ち、また全国各地で結成していただいた「国労5・27臨大闘争弾圧を許さない会」の多くの支えてくれる仲間が出来たことに勇気と元気をもらい、しっかりと立ち上がりました。

逮捕当時は、長女は高校入試前で進学は決まっていたものの、入試直前に突然公立高校から私立高校へ進路変更し、弁護士を通じてそれを聞かされたときはその理由がよくわからないのと生活費の大変さを思って本当に悩みました。

長男についても、学校生活に落ち着きがなくなって大変だったと保釈後に聞きました。今では長女と同じ大分県の私立高校に柔道部の特待生として入

学し、寮生活を送りながら頑張っています。

次女は逮捕当時、小学校4年生で、全校生徒100人に満たない小さな田舎の学校ですが、私はPTAの副会長を任せ、合同委員会では司会を務めていました。いきなりの逮捕、勾留、起訴によって地域はもとより学校全体に知れ渡り、拘置所の独房で子供のことを考えた時には自然と涙が出てきました。

しかし、子供たちは私の無実を信じてくれています。裁判を傍聴し、証拠のビデオを見た上で「お父さんは悪くない。何も悪いことはやっていない」と私にはっきり言ってくれました。うれしい限りです。

連れ合いは、生活費を確保するために身を粉にして働き続けています。本当に頭が下がる思いです。

また、保釈後に地域の労働組合に、この弾圧の不当性と私たちの正当性を訴えて回った時、「これで1年2ヶ月はひどすぎる。ありえないことだ。こんなことで逮捕されたら組合活動は一切出来なくなる。大変だろうがぜひ、無罪を勝ち取ってくれよ。出来る事はなんでも協力するよ」と言ってくれた労働組合の委員長もいます。

「許さない会・九州」の会員も増え、この弾圧裁判への関心も広がりつつあります。

私は被解雇者として、物資販売だけで生活と闘いを両立させてきました。私には給料というものはありません。物資販売による利益からの貸付金だけでいるだけです。検察側の証人として出廷する「被害者証人」は、JR職員としての給料を受け取り、裁判所からも旅費と日当分が出ていると聞きます。

私は、精一杯切り詰めての生活費から裁判に出廷するための旅費、滞在費、食事代を何とか捻出しながら無実・無罪を勝ち取るために出廷しています。国家権力や、組合員を警察に売り渡した裏切り者などには負けられません。これだけでも怒りが倍化しています。

5 結語

この国労解体攻撃に自ら乗った国労本部と、弾圧に手を染めた人たちを絶対に許すことは出来ません。

この裁判で何としても無罪を勝ち取り、国労を本来の労働組合に作り変えることが急務ですし、必要不可欠です。どんなに苦しくとも、どんなにつらくとも私を支えてくれる家族と弁護団、「国労5.27臨大闘争弾圧を許さない会」と全国の闘う仲間と固く強く団結し、連帯し、無実・無罪を勝ち取るまで闘いぬく決意です。

これで私の更新意見を終わります。なお、資料として3与党声明を添付します。